

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年8月22日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 長浜ファッションモール 長浜市小堀町字阿原町 380 番地
- 2 提出された意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 計画地北側市道からの店舗への出入りについては、安全性及び円滑性の観点から、出入口①の機能を出入口②に集約させ、出入口を一箇所とすることが望ましい。
 - (2) 計画地東側市道に、側溝等の道路構造物を新たに設置する場合は、事前に道路管理者（道路河川課）と協議してください。また、事業地内の工事にあたり、市道に影響（掘削・盛土等）を及ぼす場合も同様に対応願います。
 - (3) 雨水排水計画について事前に道路河川課と協議してください。
 - (4) 長浜市中高層建築物に関する指導要綱の適用を受けますので、事前に開発建築指導課と協議してください。
 - (5) 屋外広告の設置については、長浜市屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合がありますので、事前に都市計画課と協議してください。
 - (6) 店舗新築工事にあたっては、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、長浜市景観条例に基づき、建築確認申請の30日前までに都市計画課まで届け出をお願いします。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成24年8月22日から平成24年9月24日まで